

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するため適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県別府市長

## 公表日

令和7年9月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務
②事務の概要	地方税法附則第7条の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する特例申告書を收受・保管し、申請者の居住する市区町村長にその情報を通知する。※平成28年1月1日以降の寄附に係る特例申請について、申請書等への個人番号の記載が必要。
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
湯のまち別府ふるさと応援寄附金関係書	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表24の項 地方税法附則第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画戦略部 政策企画課
②所属長の役職名	政策企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1251 Mail:gen-ga@city.beppu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画戦略部政策企画課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1122 Mail:pco-pf@city.beppu.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	寄附者からの申請に基づき特定個人情報を入手している。その上で、システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様となっているほか、複数人によるダブルチェックを徹底し人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。また、個人番号を利用するためのシステムのユーザーアクセスや作業者を職員及び委託先含め制限しており、人的ミスが発生するリスクを大幅に軽減していることから、対策が十分であると判断した。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先との契約書において、次の内容を義務付けている。 ・特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守 ・責任体制の整備及び維持 ・作業責任者等の監督 ・作業従事者への教育及び研修 ・取扱区域の特定 ・守秘義務 ・再委託については原則として禁止し、やむを得ず再委託をする必要がある場合は、委託元の承認を得ること ・提供された特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・委託元が求めた場合、特定個人情報等の取扱いの状況を直ちに報告すること ・必要がある場合、委託元による委託先に対し監査、調査等を行うこと これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署	①部署 企画部 総合政策課 ②所属長の役職名 総合政策課長	①部署 企画戦略部 政策企画課 ②所属長の役職名 政策企画課長	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	企画部総合政策課	企画戦略部政策企画課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(R3.9.1より委託)
令和6年8月13日	I 関連情報 3.個人番号の利用法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1の16の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> <li>地方税法附則第7条第5項、第12項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表24の項</li> <li>地方税法附則第7条第5項、第12項</li> </ul>	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和7年9月18日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	再実施
令和7年9月18日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	再実施
令和7年9月18日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	記載なし	寄附者からの申請に基づき特定個人情報を入力している。その上で、システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様となっているほか、複数人によるダブルチェックを徹底し人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。また、個人番号を利用するためのシステムのユーザーアクセスや作業者を職員及び委託先含め制限しており、人的ミスが発生するリスクを大幅に軽減していることから、対策が十分であると判断した。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月18日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	<p>委託先との契約書において、次の内容を義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守</li> <li>・責任体制の整備及び維持</li> <li>・作業責任者等の監督</li> <li>・作業従事者への教育及び研修</li> <li>・取扱区域の特定</li> <li>・守秘義務</li> <li>・再委託については原則として禁止し、やむを得ず再委託をする必要がある場合は、委託元の承認を得ること</li> <li>・提供された特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止</li> <li>・委託元が求めた場合、特定個人情報等の取扱いの状況を直ちに報告すること</li> <li>・必要がある場合、委託元による委託先に対し監査、調査等を行うこと</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加